

# 古物営業の変更届出に関する郵送届出

茨城県内では、古物営業法で規程されている下記届出について郵送届出が可能。

**【事前届出】**  
古物商等許可証申請記載事項の変更の届出  
(古物営業法第7条第1項の届出(書換えを除く))

届出内容

- ・営業所又は古物市場の名称及び所在地の変更
- ・営業所の新設及び廃止
- ・主たる営業所とその他の営業所の区別の変更

**【事後届出】**  
古物商等許可証申請記載事項の変更の届出  
(古物営業法第7条第2項の届出(書換えを除く))

届出内容

- ・取扱品目の変更
- ・管理者関係の変更(交替、住所変更)
- ・URLの変更
- ・法人役員の変更(辞任・交替・追加、住所変更)  
※代表者の交替、住所変更は書換を伴うため手続対象外

**準備書類**

**【事前届出】**

- ・変更届出書  
(古物営業法施行規則別記様式第5号)
- ※添付書類なし

**【事後届出】**

- 変更届出・書換申請書  
(古物営業法施行規則別記様式第6号)
- 疎明資料(変更事項を疎明する資料)
  - ・管理者関係の変更  
住民票の写し(本籍入り)  
市町村長発行の身分証明書  
略歴書(過去5年間)、誓約書
  - ・URLの変更  
使用権限を疎明する資料
  - ・法人関係  
定款、登記事項証明書
  - ・法人役員に関するもの  
変更する法人役員各位の  
住民票の写し(本籍入り)  
市町村長発行の身分証明書  
略歴書(過去5年間)、誓約書

**郵送方法**  
普通郵便、簡易書留郵便、レターパック等

**宛先**  
主たる営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課  
その他の営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

**郵送料金**  
届出者負担

警察署(主たる営業所、その他の営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係))へ郵便物の到着

届出書の記載事項及び添付書類の適否の調査

不備あり

不備なし

## 書類不備に対する措置

**【軽微な補正】**

- ・電話により聴取し、届出書には補正内容を朱書きする。
- ・電話補正報告書を作成し記録化する。

(例) 誤字・脱字等

**【書類不備等に対する措置】**

- ・大幅な補正が必要な場合  
生総課へ問い合わせた後、対応する。
- ・添付書類の不備  
架電して必要な添付書類を教示の上、不足書類の郵送又は来署による書類の受領

**【許可等事務管理システムへの登録】**

修正登録

- ・郵送による届出である旨の簡記
- ・不備理由の簡記

不備なし

届出書の受理

- ・許可等事務管理システムへの届出受理登録
- ・申請等受付票兼受領備考欄に「郵送受理」と記載  
来署者確認欄は空欄